給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住所		宛名番号

年　月　日　　横浜市長　印

問合せ先

所得から控除する金額（定額）については、地方税法施行令、横浜市条例の規定に基づいて適用されます。また、この通知書の記載事項に不足がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して7日以内に所轄の税務事務所に対して書面提出をすることができます。この所得税徴収税額の内訳しを求める場合は、所轄の税務事務所に対し税務の調査を行うよう申出を行うことができます。

また、あなたが選択した場合は、所轄の税務事務所に対する税務の調査を行うよう申出を行うことができないこととされていますが、この場合所轄から求められる書類の提出をお願いすることがあります。この場合、あなたが所轄の税務事務所に対する税務の調査を行うよう申出を行うことができないこととされていますが、この場合所轄から求められる書類の提出をお願いすることがあります。

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入				主たる給与以外の給与所得区分	年末調整	乙欄	扶養
	給与収入（特別徴収義務者を除く）							
	その他の所得計							
	給所得金額①							

所得控除	雑損				障・寡・ひ・勤			
	医療費				配偶者			
	社会保険料				配偶者特別			
	小規模企業共済				扶養			
	生命保険料				基礎			
	地震保険料				所得控除合計②			

課税標準	総所得③							
	山林所得							
	分離短期譲渡							
	分離長期譲渡							
	株式等の譲渡							
	上場株式等の配当等							
	先物取引							

| 扶養親族等区分 | | | | | | | |